

京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正(骨子案)に対する意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年9月30日(水)～10月20日(火)

2 意見募集の結果 19人・団体 47案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	分類	御意見の要旨	京都府の考え方
■京都府地球温暖化対策条例			
1	全体	2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを明記されたことや、2030年までに40%以上削減することを規定されたことを評価。	御賛同いただきありがとうございます。
2		2050年温室交換ガス実質排出量ゼロを目指す将来像とし、その達成のために2030年に温室効果ガスの40%以上削減を当面の目標とする考え方は適切なものといえる。京都市と基本的に同じ考え方をとっていることも適切。今後も京都市との連携を強めていただきたい。	
3		緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進するという考え方や、各主体の責務や義務的的制度等は条例で規定し、支援・普及方策等は計画等で整理するという考え方は適切なものといえる。	
4		最近の気候変動の状況から、新たな目標を設定して脱炭素社会の実現を目指すことは適切である。	
5		2030年度までの削減率の基準年度を2013年に変更された理由を教えてください。	
6		今後比較検討の対象となる2013年度の温室効果ガスの排出データを、できるだけ具体的にわかりやすく示し、いつでも参照できるようにしておいていただきたい。	2013年度の排出量については、京都府ホームページにてデータを公表していますが、比較対象として具体的にわかりやすくお示しできるよう努めてまいります。
7		各主体の責務や義務的的制度等の見直し内容や府民一人ひとりの暮らしやライフスタイルの転換につながる対策案などについて、どのような検討がされたのか分かるようにしてほしい。 また、目標達成のためには「オール京都」の一大ムーブメントが必要であるため、強い呼びかけをしてほしい。	京都府環境審議会に諮問のうえ、議論いただいております。また、御指摘のとおり、オール京都で取組が加速するよう努めてまいります。
8		新型コロナウイルスによる生活様式の転換は、脱炭素社会の実現を促す契機でもある。京都府においても、環境分野への投資を中心として経済復興を行うことで脱炭素化を目指す「グリーン・リカバリー」を促進するよう求める。	御指摘のとおり、グリーンリカバリーの概念を踏まえつつ、コロナ危機からの復興においては、これまでの社会に全面的に戻るのではなく、新しい社会を作る契機として、より持続可能な社会の構築を目指すことが重要と考えています。
9		IPCCの1.5°C特別報告書では、産業革命前の水準からの温度上昇を1.5°Cに抑えるためには、世界全体で2030年までにCO2排出量を2010年度比で45%削減、2050年までに実質ゼロにする必要があるとしており、排出量の削減目標について2030年までに45%削減(2013年度比)の必要性と可能性を訴える文章表記を条例に加えることを求める。	2030年度までに2013年度比40%ではなく、それ以上の削減を目指しているところであり、より多くの削減ができるよう取り組んでまいります。

No.	分類	御意見の要旨	京都府の考え方
10	全体	「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の目標に向かって、今後どのように取組を進めるのか。各主体の役割や取組を明確にしていきたい。	温室効果ガスの削減目標の実現に向けた具体的な取組については、別途改定を進めている地球温暖化対策推進計画において検討しているところです。いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
11		2050年温室効果ガスの排出実質ゼロを達成するためには、あらゆる主体が目標や必要性、その道のりを認知し、対策に取り組めるよう、バックキャストによるロードマップを5年ごとに作成し、広く府民や事業者に伝えていくべきではないか。	
12	特定事業者排出量報告書制度	特定事業者に対し、SCOPE3の実施や目標設定を求めることとし、段階的に報告書制度に組み込んで行ってはどうか。また、その支援のための勉強会や相談会を開催してはどうか。	製品の原材料調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までのサプライチェーン全体における排出量の算定や排出削減ポテンシャルが大きい部分を把握することは事業者にとって重要であると認識しています。いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
13		事業者排出量削減計画書制度における目標削減率を達成するためには、特定事業者からの報告書を基に技術面、資金面等のサポートを行う必要があるのではないかと。また、その内容を府民にも共有すべきではないか。	事業者排出量削減計画書制度においては、毎年度、約20事業者に対し報告内容を基に指導・助言等を実施し、温室効果ガスの一層の削減に向けた支援を行っています。なお、その内容については、事業者の営業秘密等を含むことがあるため、公表はしていません。
14		事業者排出量削減計画書制度について、第5計画期間より目標削減率が引き上げられるが、新型コロナウイルスの影響により企業間の体力差が生じている状況。目標達成のための助成金、補助金の導入を検討していきたい。	いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
15		特定事業者や特定建築物の排出量削減計画書制度の評価結果について、公表はされているものの、府民の目に触れることが少ないと感じる。評価制度の実効性を高めるために、優れた環境対策をしている事業者が一目で分かる形で評価・公表することが大事。また、環境対策へのインセンティブが働く取組を実施することを条例の中に追記することを求める。	御提案のとおり、評価結果について、多くの府民の皆様知っていただけるように、また環境対策の取組が事業者のインセンティブとなるように工夫してまいります。
16		事業者排出量削減計画書制度について様式がやや複雑であるため、簡便に記入出来るよう見直して欲しい。	御意見を踏まえ、作成手引き等の充実を図るとともに、よりわかりやすい様式についても検討してまいります。
17	再生可能エネルギーの導入・調達の取組を評価する視点を事業者排出量削減計画書制度に新たに加えるとしているが、大規模水力はFITの対象外であること、大手電力に所有が限定されていることなどから除いた方がよい。	いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。	
18	電気自動車等の普及促進に係る施策	電気自動車等の普及はまだ十分に進んでおらず、充電スタンドの拡充やメンテナンスの充実などにより、普及に努めていただきたい。	御指摘のとおり、電気自動車等の普及に向けては、利用者が安心して走行できる充電インフラ等の環境整備が重要であり、今回の改正においても、充電設備の設置を促すため、駐車場設置者に充電設備設置を促す規定を設けることとしています。

No.	分類	御意見の要旨	京都府の考え方
19	電気自動車等の普及促進に係る施策	電気自動車等の普及促進のため、現在改正で検討されている駐車場における充電設備の整備等に加えて、電気自動車や天然ガス自動車の導入の際の支援制度や、幅広い層の事業者が参画可能となる仕組みづくりを検討されたい。	いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
20		電気自動車等の普及に向け、以下の取組について検討していただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・EV導入時の補助金創設（非常用電源としての価値も考慮して） ・マンションへの普通充電器設置の促進 ・公用車への積極的なEV導入 ・EV利用者に対する優遇制度（EV優先駐車場の設置や観光地等でのEV利用者への粗品提供など） ・災害時の非常用電源としての活用の認知向上活動 ・EVカーシェアリング事業の導入（環境負荷軽減と交通弱者対策） 	
21		ヨーロッパなどの国と同様に、年度を決めたガソリン自動車新規販売禁止目標を検討、明記してほしい。	今後の国の動向を注視してまいります。
22	物流の効率化に係る施策	再配達削減を進めるには、送り手側と受取側の双方で再配達を発生させないための工夫が必要と考える。	御意見のとおり、送る側と受取側の双方の工夫が重要であり、京都府では、これまでからオープン型宅配ボックス設置への助成や企業における職場受取を促す啓発キャンペーン等を実施してまいりました。 引き続き、関係機関と協力しながら、再配達削減に向けた取組を推進してまいります。
23		ネット通販等の拡大が今後も予想され、再配達は簡単にはなくならないのではないかと考える。行政、事業者、消費者団体による課題解決に向けた対話が必要と考える。	御意見のとおり、事業者・消費者団体等の関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。
24		府内産木材を使用することで、府内の林業、製材にかかわる雇用の創出や運送時のトラックからの排気ガスの削減ができる。また、林業が盛んになり、森林の手入れが行き届くことで、災害を減らすことが期待でき評価できる。	御賛同いただきありがとうございます。
25		府内産木材の利用範囲の拡大は評価できるが、使用義務量についても大幅に引き上げることが適切と考える。	
26	建築物に係る施策	喫緊の課題である森林整備等を目的とした税制度が創設され、建築基準法においても建築物の木材利用への対応が図られるなど、森林資源である木材利用に関する社会経済情勢は変化している。 本条例についても、今般の木材利用に関する社会経済情勢の変化を踏まえて、特定建築物に対する府内産木材の使用量を増大させるよう規定を見直し、京都府として更に積極的に地球温暖化対策を推進すべき。	今回の改正では、府内産木材等の使用促進を図るため、使用場所の拡大を盛り込んでいます。府内産木材の使用状況等を確認しながら、引き続き使用促進に向けた取組を検討してまいります。
27		断熱基準を高め、適合義務を課すことを視野に入れた建築物への省エネ施策の推進をより積極的に進めるべき。	御指摘のとおり、断熱性能の向上により効率的な省エネを実現することは、二酸化炭素の削減につながる重要な緩和策と考えます。 京都府では「住まいの脱炭素化実現方策に関する研究会」において、住宅の省エネ化に向けた取組について検討しています。

No.	分類	御意見の要旨	京都府の考え方
28	建築物に係る施策	府が率先して公共施設の木造化、木質化に取り組むことが重要であり、公共建築物については、必ず木造化・木質化するように義務づけるべきではないか。 また、新しい物と古い物が調和する京都らしさを活かし、木材の新技术を駆使したランドマークとなるような公共建築物の整備を積極的に進めてほしい。	京都府では「公共建築物等における京都府産木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、率先して、多くの府民が利用する公共施設を木造・木質化することとしています。 関係機関とも協力しながら、引き続き建築物や工作物の資材における府内産木材の使用促進に向けた取組を検討してまいります。
29	気候変動への適応に係る地球温暖化対策の追加	気候変動の影響に伴う台風等による停電時の自宅避難に貢献する停電対応分散型電源（再生可能エネルギーや蓄電池、コージェネレーション、燃料電池）の普及に取り組むことを記載してはどうか。	いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
30		学校における環境教育は大変意義が大きい。気候変動を代表とした環境問題に関する教育を小中高のカリキュラムとして導入すること、各学校が環境対策において主体者として取り組める制度づくりを条例に明記することを求める。 また、環境教育の一環として、大学などの教育機関で使用する電力を再生可能エネルギー100%にするなど、環境に配慮した持続可能なキャンパス作りを推進することを求める。	現行の学習指導要領において環境学習が位置づけられており、府内小中高において、様々な教科・角度から授業が実施されているところです。環境教育の推進に向けての具体的な取組については、別途改定を進めている地球温暖化対策推進計画において検討してまいります。 また、省エネの取組の徹底に加え、一層の再生可能エネルギーの利用・導入拡大に向けた取組を推進してまいります。
31		多くの若者及び府民にとって条例等京都府の政策や対策が知られていない。この状況を打破するためにも、意見を直接的に行政に届けられる場を、京都府自ら積極的に作っていく必要があると考える。	府民の府政への参画や京都府との協働などの府民参画を推進していくため、府職員が直接出向いて説明や意見交換を行う「出前語らい」制度がありますので、活用いただけるように案内に努めていきます。
32		環境活動団体や環境に配慮した事業活動を行う事業者同士の交流の場が欠如しているのではないかと。これを環境保全活動団体の役割として明記してはどうか。	本条例において、環境保全活動団体の役割として「事業者、府民及び観光旅行者等の地球温暖化対策に対する参加と協同を促進すること」を定めています。 京都府としても、京都環境フェスティバルなど関係団体同士の交流が図れる取組を進めています。
33	その他	現在、京都府の部門別の温室効果ガス排出量において、家庭部門の排出量削減が目標と大きな開きがあるため、条例において、家庭部門への対策を強化する旨を明記することを求める。 具体的には、電気、水道、ガスの料金徴収票等において、使用量の世帯比較の表示を義務付けてはどうか。	御指摘のとおり、家庭部門の取組を加速化する必要があると認識しており、いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
34		多くの家電製品は10年以上使い続けることができるため、良い製品を選び、適切に使用することが大事。また、普段から買替え時期を把握しておくことも大事である。 2030年の目標達成に向け、多くの府民がSDGsの「つくる責任つかう責任」の理念を理解し、実践していただきたい。	御提案の視点も踏まえ、普及啓発を行ってまいります。
35		カーボンプライシングやキャップ・アンド・トレードは企業や個人に温室効果ガス削減のインセンティブを与える非常に効果的な手段と考えるが、京都府単独で導入すると企業の京都府外への流出を招く可能性がある。そこで周辺自治体との連携強化を図ることを明記するとともに、国への要望等を行うことについて検討いただきたい。	カーボンプライシング等の在り方については、現在、国において検討が行われているところであり、今後の国の検討状況や動向を注視してまいります。
36		府（市町村を含め）の環境マネジメントシステムは改訂されたISO14001:2015年版に準拠して運用すべき。	現在、京都府の環境マネジメントシステムは、独自システムにより運用しているところですが、いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。

No.	分類	御意見の要旨	京都府の考え方
■京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例			
37		再エネ設備導入義務規定の創設について、延床面積ではなく、建築面積にして屋根の面積の1/3程度設置させるようにすべきではないか。	建築物のエネルギー使用量は延床面積との相関が強いと見られ、公平性の観点から、建築面積ではなく延床面積を基準とすることが適切と考えています。
38		現行よりも再エネ設備の使用量を拡大していくことを評価。 ただし、全体で見た場合の再エネ設備由来の電力の使用量が減少しないよう、「建築物」と「敷地内」と項目別とする、「建築物」に年間3万MJ以上義務付ける等の規定を設けるべきではないか。	御賛同ありがとうございます。 なお、再エネ導入義務については、再エネ設備を敷地に設置する場合も設置者がその電気を使用することは可能ですので、特段の区分は設けないこととしています。
39	建築物への再エネ導入義務	建築物は長期にわたりそのままになるので、今から作られるものは再エネ基準を満たさない物は許可するべきではない。そのために事前説明・計画の段階で必要な情報を提供し、しっかりと検査することが求められる。	今回の改正において、延床面積300㎡以上の建築物に再エネ導入を義務付けるとともに、建築士にも施工主への再エネ導入に係る説明を義務付けます。京都府においても、計画書、完了報告書等で義務の履行を確認いたします。
40		新しい形での再生可能エネルギーの導入の際の支援制度などにより普及へのハードルが下がることで、オール京都での先進的な取組の充実・深化が加速する仕組みづくりを要望。	いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
41		自転車車庫・自転車駐車場が特定建築物に係る義務の対象外となっているが、特定建築物等の再エネ設置場所は敷地内のカーポートも了とされているのはなぜか。	自転車車庫・自転車駐車場等の開放性の高い建築物については省エネ対策等は馴染まないため、温室効果ガスの排出抑制等の規定の対象外としますが、再エネ導入義務がかかる特定建築物及び準特定建築物について、カーポートを含む敷地への設置を認めることとしています。
42	特定事業者排出量報告制度	特定事業者の再エネ導入状況報告書制度に罰則規定を設けるべきではないか。	特定事業者に対する再エネ導入状況報告書制度については、未提出の場合の勧告規定に加え、正当な理由なく勧告に従わない場合の公表規定を設けるとともに、報告徴収の規定も設け、厳格に提出を求めるとします。
43	自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度	災害その他の非常時に、当該再エネ施設等の電気を一般の利用に供するものであることを追加することを評価。 府民への公表や、非常時に備えて提供事業者と府民（自治会等）と定期的な交流の場の設定を促す施策を求める。	いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
44		京都府の全施設の電力を購入分と自家発電分の全てを再エネ由来に転換する取り組みを行うことを、条例で府の責務として記載することを求める。	今回の京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正案において京都府の責務を強化しましたが、具体的な取組については、別途改定を進めている「再生可能エネルギーの導入促進プラン」において位置づけることとしています。
45		今後、風力発電の重要性が増してくると考えられる。そのための環境アセス支援制度や、コーディネート補助など想定した施策の明記をお願いしたい。	いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
46	その他	オラウータンなどの希少な生物の生息地を奪うことに繋がるパーム油発電所の建設を禁止してほしい。	パーム油を含む輸入燃料によるバイオマス発電は「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（FIT法）において再生可能エネルギー発電と位置づけられています。 京都府では、再エネの導入促進に取り組んでおりますが、国の事業計画策定ガイドラインにもあり、環境への配慮や住民の理解を前提として、個別の案件毎に地域住民や地元市町村の意向を踏まえて対応してまいります。
47		再エネ事業の状況について、気軽に集え、相談できる窓口が欲しい。	京都府では、府民の皆様が気軽に再エネ導入について相談できる「再エネコンシェルジュ」の認証を行っています。また、再エネ導入お助けサイト「京都再エネポータル」を開設し、再エネ導入に関する様々な情報を提供しています。